

熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項

(名 称)

第1条 この会は、熊本県消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 熊本県消費者教育推進計画の策定及び変更に関する事項。
- (2) 消費者教育を推進するために必要な情報及び調整に関する事項。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、消費者教育を推進するために必要な事項。

(組 織)

第4条 協議会は、消費者及び消費者団体、事業者及び事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の関係機関で構成する。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 第3条に規定する協議事項に関する専門的な事項について、必要に応じ調査又は検討を行うため、協議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- 5 部会長は、必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課に置く。

(雑 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月19日から施行する。